



海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月14日

海老名市長

内 野



海老名市条例第31号

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

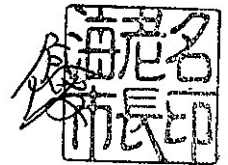


海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月14日

海老名市長

内野



海老名市条例第32号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職—給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	200,300	242,000	280,300	309,800	332,600	366,800	420,700	438,400
	2	202,000	243,300	281,300	311,300	334,400	368,500	422,600	440,500
	3	203,600	244,700	282,200	312,700	336,200	370,100	424,500	442,600
	4	205,200	246,100	283,200	314,100	337,900	371,700	426,300	444,800
	5	206,700	247,500	284,200	315,500	339,600	373,300	428,100	446,700
	6	208,400	248,900	285,200	316,600	341,300	375,100	429,900	448,800
	7	210,000	250,300	286,200	317,600	343,000	376,600	431,700	450,900
	8	211,600	251,700	287,200	318,800	344,600	378,200	433,500	452,800
	9	213,100	253,100	288,200	320,000	346,200	379,500	435,100	454,500
	10	214,800	254,300	289,500	321,600	347,900	381,100	436,600	456,300
	11	216,500	255,600	290,800	323,200	349,600	382,700	438,100	458,200
	12	218,200	256,900	292,000	324,800	351,200	384,200	439,600	460,100
	13	219,400	258,100	293,200	326,200	352,700	386,100	441,100	461,900
	14	221,000	259,300	294,500	327,800	354,300	388,000	442,400	463,700
	15	222,600	260,500	295,700	329,400	355,900	389,900	443,700	465,500
	16	224,100	261,700	296,900	331,000	357,400	391,700	444,900	467,200
	17	225,600	262,800	297,900	332,400	358,800	393,200	446,100	469,000
	18	227,200	263,900	299,100	334,100	360,500	395,000	447,400	470,500
	19	228,800	265,000	300,300	335,700	362,100	396,700	448,700	471,900
	20	230,400	266,100	301,600	337,300	363,700	398,300	449,900	473,400
	21	232,000	267,000	302,900	338,700	364,800	400,000	451,100	474,800
	22	233,700	268,000	303,900	340,400	366,300	401,400	451,900	476,100
	23	235,000	269,000	304,900	342,100	367,800	402,800	452,700	477,200
	24	236,300	270,000	305,900	343,700	369,300	404,200	453,500	478,400
	25	237,600	271,000	307,000	344,900	371,000	405,600	454,100	479,400
	26	238,700	271,900	308,200	346,800	372,800	406,800	454,700	480,100
	27	239,800	272,700	309,300	348,500	374,400	408,000	455,300	480,800
	28	240,900	273,600	310,500	350,100	376,100	409,000	455,900	481,500
	29	242,000	274,400	311,600	351,600	377,500	410,100	456,600	482,100
	30	242,900	275,200	312,900	353,200	378,800	411,300	457,400	482,800
	31	243,800	276,000	314,200	354,800	380,000	412,400	457,800	483,400
	32	244,800	276,700	315,500	356,400	381,400	413,500	458,500	484,000
	33	245,800	277,400	316,700	358,100	382,500	414,200	459,000	484,500
	34	246,700	278,200	318,000	359,900	383,400	414,900	459,400	485,100
	35	247,600	279,000	319,300	361,700	384,400	415,500	459,800	485,700
	36	248,400	279,600	320,600	363,500	385,400	416,200	460,200	486,300
	37	249,200	280,300	321,900	365,000	386,200	416,800	460,600	486,700
	38	249,900	281,100	323,100	366,400	387,100	417,400	460,900	487,200
	39	250,500	281,800	324,400	367,800	388,000	417,900	461,200	487,600
	40	251,100	282,500	325,500	369,200	388,800	418,300	461,500	487,900

41	251,800	283,200	326,400	370,700	389,600	418,700	461,800	488,200
42	252,400	283,900	327,700	371,500	390,400	418,900	462,100	488,700
43	253,000	284,600	329,000	372,400	391,200	419,200	462,400	489,100
44	253,600	285,300	330,300	373,400	391,900	419,500	462,700	489,400
45	254,100	286,000	331,400	374,300	392,600	419,800	463,000	489,700
46	254,700	286,600	332,700	375,400	393,300	420,100	463,400	490,200
47	255,300	287,300	333,900	376,300	394,000	420,400	463,700	490,700
48	255,800	287,900	335,100	377,300	394,700	420,700	464,000	491,000
49	256,200	288,600	336,400	378,200	395,200	420,900	464,300	491,300
50	256,600	289,200	337,400	378,900	395,800	421,200	464,700	491,700
51	256,900	289,900	338,500	379,600	396,400	421,400	465,000	492,100
52	257,200	290,600	339,600	380,200	397,100	421,700	465,300	492,400
53	257,500	291,100	340,300	380,600	397,500	421,900	465,600	492,700
54	257,800	291,700	341,200	381,200	398,100	422,200	466,000	493,200
55	258,100	292,300	341,900	381,800	398,700	422,500	466,300	493,600
56	258,400	293,000	342,700	382,500	399,200	422,800	466,600	493,900
57	258,700	293,600	343,500	382,800	399,600	423,000	466,900	494,100
58	259,000	294,200	343,900	383,500	400,200	423,300	467,300	494,600
59	259,300	294,800	344,400	384,200	400,800	423,600	467,600	495,000
60	259,600	295,500	345,100	384,800	401,300	423,800	467,900	495,300
61	259,900	296,100	345,900	385,100	401,700	424,000	468,200	495,600
62	260,200	296,700	346,600	385,600	402,200	424,300	468,600	
63	260,500	297,200	347,300	386,200	402,700	424,600	468,900	
64	260,800	297,700	347,900	386,800	403,300	424,800	469,200	
65	261,100	298,200	348,400	387,100	403,600	425,000	469,500	
66	261,400	298,800	349,000	387,700	404,000	425,300		
67	261,700	299,300	349,500	388,400	404,300	425,600		
68	262,000	299,900	350,100	389,000	404,700	425,800		
69	262,300	300,300	350,400	389,400	405,000	426,000		
70	262,600	300,800	350,900	389,900	405,300	426,300		
71	262,900	301,300	351,200	390,500	405,600	426,600		
72	263,200	301,900	351,600	391,000	405,800	426,800		
73	263,500	302,400	352,000	391,500	406,000	427,000		
74	263,800	302,800	352,500	392,100	406,300	427,300		
75	264,100	303,100	353,000	392,500	406,600	427,600		
76	264,400	303,400	353,500	392,800	406,800	427,800		
77	264,700	303,600	353,800	393,200	407,000	428,000		
78	265,000	303,900	354,200	393,700	407,300	428,300		
79	265,300	304,100	354,600	394,100	407,600	428,600		
80	265,600	304,400	355,000	394,500	407,800	428,800		
81	265,900	304,600	355,300	394,900	408,000	429,000		
82	266,200	304,800	355,700	395,400	408,300	429,300		
83	266,500	305,100	356,100	395,800	408,600	429,600		
84	266,800	305,300	356,500	396,200	408,800	429,800		

	85	267,100	305,600	356,700	396,500	409,000	430,000		
	86	267,400	305,800	357,100	397,000	409,300			
	87	267,700	306,100	357,500	397,400	409,600			
	88	268,000	306,400	357,900	397,800	409,800			
	89	268,300	306,700	358,100	398,100	410,000			
	90		307,000	358,400	398,600	410,300			
	91		307,300	358,800	399,000	410,600			
	92		307,600	359,100	399,400	410,800			
	93		307,800	359,400	399,700	411,000			
	94		308,000	359,800	400,200				
	95		308,300	360,200	400,600				
	96		308,700	360,600	401,000				
	97		308,900	361,100	401,300				
	98		309,200	361,500					
	99		309,500	361,900					
	100		309,900	362,300					
	101		310,100	362,800					
	102		310,400	363,200					
	103		310,700	363,500					
	104		311,000	363,800					
	105		311,200	364,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		227,800	249,700	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

行政職二給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	187,800	221,900	276,300	288,200	309,800
	2	188,800	223,800	277,300	289,500	311,300
	3	189,800	225,700	278,300	290,800	312,700
	4	190,800	227,600	279,300	292,000	314,100
	5	191,800	229,500	280,300	293,200	315,500
	6	192,800	231,000	281,300	294,500	316,600
	7	193,800	232,600	282,200	295,700	317,600
	8	194,800	234,200	283,200	296,900	318,800
	9	195,800	235,700	284,200	297,900	320,000
	10	196,900	237,300	285,200	299,100	321,600
	11	198,100	238,900	286,200	300,300	323,200
	12	199,200	240,500	287,200	301,600	324,800
	13	200,300	242,000	288,200	302,900	326,200
	14	202,000	243,300	289,500	303,900	327,800
	15	203,600	244,700	290,800	304,900	329,400
	16	205,200	246,100	292,000	305,900	331,000
	17	206,700	247,500	293,200	307,000	332,400
	18	208,400	248,900	294,500	308,200	334,100
	19	210,000	250,300	295,700	309,300	335,700
	20	211,600	251,700	296,900	310,500	337,300
	21	213,100	253,100	297,900	311,600	338,700
	22	214,800	254,300	299,100	312,900	340,400
	23	216,500	255,600	300,300	314,200	342,100
	24	218,200	256,900	301,600	315,500	343,700
	25	219,400	258,100	302,900	316,700	344,900
	26	221,000	259,300	303,900	318,000	346,800
	27	222,600	260,500	304,900	319,300	348,500
	28	224,100	261,700	305,900	320,600	350,100
	29	225,600	262,800	307,000	321,900	351,600
	30	227,200	263,900	308,200	323,100	353,200
	31	228,800	265,000	309,300	324,400	354,800
	32	230,400	266,100	310,500	325,500	356,400
	33	232,000	267,000	311,600	326,400	358,100
	34	233,700	268,000	312,900	327,700	359,900
	35	235,000	269,000	314,200	329,000	361,700
	36	236,300	270,000	315,500	330,300	363,500
	37	237,600	271,000	316,700	331,400	365,000
	38	238,700	271,900	318,000	332,700	366,400
	39	239,800	272,700	319,300	333,900	367,800
	40	240,900	273,600	320,600	335,100	369,200
	41	242,000	274,400	321,900	336,400	370,700
	42	242,900	275,200	323,100	337,400	371,500
	43	243,800	276,000	324,400	338,500	372,400
	44	244,800	276,700	325,500	339,600	373,400

45	245, 800	277, 400	326, 400	340, 300	374, 300
46	246, 700	278, 200	327, 700	341, 200	375, 400
47	247, 600	279, 000	329, 000	341, 900	376, 300
48	248, 400	279, 600	330, 300	342, 700	377, 300
49	249, 200	280, 300	331, 400	343, 500	378, 200
50	249, 900	281, 100	332, 700	343, 900	378, 900
51	250, 500	281, 800	333, 900	344, 400	379, 600
52	251, 100	282, 500	335, 100	345, 100	380, 200
53	251, 800	283, 200	336, 400	345, 900	380, 600
54	252, 400	283, 900	337, 400	346, 600	381, 200
55	253, 000	284, 600	338, 500	347, 300	381, 800
56	253, 600	285, 300	339, 600	347, 900	382, 500
57	254, 100	286, 000	340, 300	348, 400	382, 800
58	254, 700	286, 600	341, 200	349, 000	383, 500
59	255, 300	287, 300	341, 900	349, 500	384, 200
60	255, 800	287, 900	342, 700	350, 100	384, 800
61	256, 200	288, 600	343, 500	350, 400	385, 100
62	256, 600	289, 200	343, 900	350, 900	385, 600
63	256, 900	289, 900	344, 400	351, 200	386, 200
64	257, 200	290, 600	345, 100	351, 600	386, 800
65	257, 500	291, 100	345, 900	352, 000	387, 100
66	257, 800	291, 700	346, 600	352, 500	387, 700
67	258, 100	292, 300	347, 300	353, 000	388, 400
68	258, 400	293, 000	347, 900	353, 500	389, 000
69	258, 700	293, 600	348, 400	353, 800	389, 400
70	259, 000	294, 200	349, 000	354, 200	389, 900
71	259, 300	294, 800	349, 500	354, 600	390, 500
72	259, 600	295, 500	350, 100	355, 000	391, 000
73	259, 900	296, 100	350, 400	355, 300	391, 500
74	260, 200	296, 700	350, 900	355, 700	392, 100
75	260, 500	297, 200	351, 200	356, 100	392, 500
76	260, 800	297, 700	351, 600	356, 500	392, 800
77	261, 100	298, 200	352, 000	356, 700	393, 200
78	261, 400	298, 800	352, 500	357, 100	393, 700
79	261, 700	299, 300	353, 000	357, 500	394, 100
80	262, 000	299, 900	353, 500	357, 900	394, 500
81	262, 300	300, 300	353, 800	358, 100	394, 900
82	262, 600	300, 800	354, 200	358, 400	395, 400
83	262, 900	301, 300	354, 600	358, 800	395, 800
84	263, 200	301, 900	355, 000	359, 100	396, 200
85	263, 500	302, 400	355, 300	359, 400	396, 500
86	263, 800	302, 800		359, 800	397, 000
87	264, 100	303, 100		360, 200	397, 400
88	264, 400	303, 400		360, 600	397, 800
89	264, 700	303, 600		361, 100	398, 100
90	265, 000	303, 900		361, 500	
91	265, 300	304, 100		361, 900	
92	265, 600	304, 400		362, 300	
93	265, 900	304, 600		362, 800	

	94	266, 200				
	95	266, 500				
	96	266, 800				
	97	267, 100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		200, 300	227, 800	249, 700	269, 500	290, 100

備考 この表は、自動車運転士、業務員及び用務員に適用する。

第2条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

第8条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の95」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」に、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」を「「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」に改める。

第4条 海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」

」を「 100 分の 126.25 」とあるのは「 100 分の 96.25 」に、「 100 分の 107.5 」とあるのは「 100 分の 90 」を「 100 分の 106.25 」とあるのは「 100 分の 88.75 」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）第9条第3項第2号及び別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用等条例」という。）第7条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の一般職給与条例又は改正後の任期付職員採用等条例の規定を適用する場合においては、改正前の海老名市一般職の職員の給与に関する条例又は改正前の海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職給与条例又は改正後の任期付職員採用等条例の規定による給与の内払とみなす。

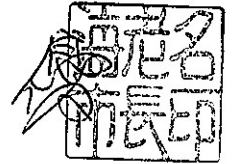


海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月14日

海老名市長

内 野



海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

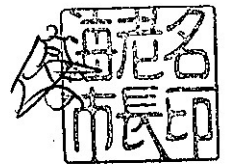


海老名市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月14日

海老名市長

内 野



海老名市条例第34号

海老名市手数料条例の一部を改正する条例

海老名市手数料条例（昭和40年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第24号ア中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に改め、同号ア(ア)中「第1条の2第1項第2号」を「第1条の8第1項第2号」に改め、同号イ中「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に改め、同号ウ中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改め、同号ウ(ア)中「第5条の7第2項」を「第5条の17第2項」に、「第5条の4」を「第5条の14」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月28日から施行する。

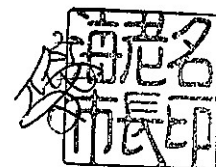


海老名市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 11月 14日

海老名市長

内 野



海老名市規則第38号

海老名市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正 する規則

海老名市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和３９年規則第５号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２号中「１００分の６６．２５」を「１００分の６７．５」に改める。

附 則

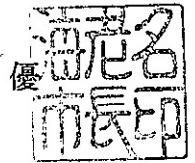
この規則は、公布の日から施行する。

海老名市告示第 253 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、神奈川県知事から都市計画の図書の送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 14 日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び海老名市まちづくり部都市計画課

3 変更告示年月日等

令和 7 年 11 月 11 日 神奈川県告示第 566 号

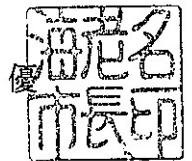


海老名市告示第 254 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、神奈川県知事から都市計画の図書の送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 14 日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画区域区分

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び海老名市まちづくり部都市計画課

3 変更告示年月日等

令和 7 年 11 月 11 日 神奈川県告示第 567 号

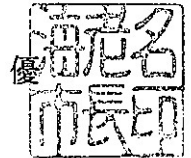


海老名市告示第 255 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、神奈川県知事から都市計画の図書の送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 14 日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画都市再開発の方針

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び海老名市まちづくり部都市計画課

3 変更告示年月日等

令和 7 年 11 月 11 日 神奈川県告示第 568 号

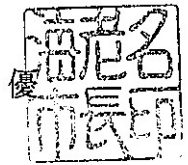


海老名市告示第 256 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、神奈川県知事から都市計画の図書の送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 14 日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画住宅市街地の開発整備の方針

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び海老名市まちづくり部都市計画課

3 変更告示年月日等

令和 7 年 11 月 11 日 神奈川県告示第 569 号

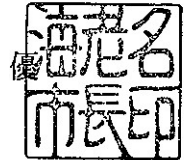


海老名市告示第258号

令和7年第5回海老名市議会臨時会において可決された下記予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年11月14日

海老名市長 内 野



記

- 議案第79号 令和7年度海老名市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第80号 令和7年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 令和7年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 令和7年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第83号 令和7年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 79 号

令和 7 年度海老名市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度海老名市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 552,711 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,468,402 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 11 月 12 日提出

海老名市長 内 野 優

同日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永 井 浩



第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		千円 11,970,485	千円 854	千円 11,971,339
	1 国庫負担金	9,049,544	397	9,049,941
	2 国庫補助金	2,890,754	369	2,891,123
	3 委託金	30,187	88	30,275
18 繰入金		1,679,423	551,857	2,231,280
	2 基金繰入金	1,678,393	551,857	2,230,250
歳 入 合 計		60,915,691	552,711	61,468,402

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 304,391	千円 3,351	千円 307,742
	1 議会費	304,391	3,351	307,742
2 総務費		7,275,913	228,430	7,504,343
	1 総務管理費	5,517,277	206,924	5,724,201
	2 徴税費	1,295,357	12,325	1,307,682
	3 戸籍住民基本台帳費	252,597	1,055	253,652
	4 選挙費	98,338	1,517	99,855
	6 監査委員費	37,524	6,609	44,133
3 民生費		26,826,033	100,537	26,926,570
	1 社会福祉費	12,375,555	43,476	12,419,031
	2 児童福祉費	12,020,953	41,585	12,062,538
	3 生活保護費	2,422,025	15,476	2,437,501
4 衛生費		4,279,475	△13,964	4,265,511
	1 保健衛生費	1,850,581	△585	1,849,996
	2 清掃費	2,428,894	△13,379	2,415,515
6 農林水産業費		520,404	7,173	527,577
	1 農業費	520,404	7,173	527,577
7 商工費		342,131	△2,730	339,401
	1 商工費	342,131	△2,730	339,401
8 土木費		5,427,865	45,475	5,473,340
	1 土木管理費	230,115	23,161	253,276
	2 道路橋りょう費	1,522,246	12,366	1,534,612
	3 河川費	16,633	1,569	18,202
	4 都市計画費	3,426,190	8,379	3,434,569
9 消防費		4,613,770	141,826	4,755,596
	1 消防費	4,613,770	141,826	4,755,596

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		千円 6,378,706	千円 42,613	千円 6,421,319
	1 教育総務費	2,920,254	30,651	2,950,905
	2 小学校費	754,944	5,382	760,326
	3 中学校費	449,280	2,488	451,768
	4 社会教育費	1,453,820	△247	1,453,573
	5 保健体育費	800,408	4,339	804,747
歳 出	合 計	60,915,691	552,711	61,468,402

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)		
事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税中間事業者選定業務	令和7年度 ～ 令和8年度	50,050

議案第 80 号

令和 7 年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度海老名市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 854 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11, 709, 996 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 12 日提出

海老名市長 内 野 優

同日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永 井 浩



第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 県支出金		千円 7,907,746	千円 150	千円 7,907,896
	1 県補助金	7,907,746	150	7,907,896
4 繰入金		1,122,486	4,704	1,127,190
	1 他会計繰入金	1,122,486	4,704	1,127,190
歳 入	合 計	11,705,142	4,854	11,709,996

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 251,958	千円 4,487	千円 256,445
	1 総務管理費	226,313	4,487	230,800
4 保健事業費		134,065	367	134,432
	2 保健事業費	40,536	367	40,903
歳 出	合 計	11,705,142	4,854	11,709,996

議案第 81 号

令和 7 年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度海老名市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 7 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 6 1 1, 5 4 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 1 2 日提出

海老名市長 内 野 優

同日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永 井 浩 介



第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		千円 2,191,162	千円 5,765	千円 2,196,927
	1 他会計繰入金	1,674,041	5,765	1,679,806
歳 入	合 計	10,605,775	5,765	10,611,540

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 292,809	千円 5,640	千円 298,449
	1 総務管理費	163,746	5,309	169,055
	2 徴収費	17,337	107	17,444
	3 介護認定審査会費	111,726	224	111,950
4 保健福祉事業費		95,677	125	95,802
	1 保健福祉事業費	95,677	125	95,802
歳 出	合 計	10,605,775	5,765	10,611,540

議案第 8 2 号

令和 7 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度海老名市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 7 1 3, 5 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 1 2 日提出

海老名市長 内 野 優

同日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永 井 浩 介



第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 423,134	千円 1,270	千円 424,404
	1 他会計繰入金	423,134	1,270	424,404
歳 入	合 計	2,712,294	1,270	2,713,564

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 92,878	千円 1,270	千円 94,148
	1 総務管理費	80,396	1,270	81,666
歳 出 合 計		2,712,294	1,270	2,713,564

議案第 83 号

令和 7 年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度海老名市公共下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度海老名市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	3,320,522 千円	912 千円	3,321,434 千円
第 1 項 営業収益	2,257,787 千円	1,032 千円	2,258,819 千円
第 2 項 営業外収益	1,062,733 千円	△120 千円	1,062,613 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	3,106,139 千円	6,191 千円	3,112,330 千円
第 1 項 営業費用	2,853,601 千円	6,191 千円	2,859,792 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 850,142 千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 44,109 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62,728 千円、減債積立金 389,315 千円、過年度分損益勘定留保資金 353,990 千円で補てんするものとする）。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資本的収入	927,369 千円	230 千円	927,599 千円
第 4 項 他会計負担金	30,673 千円	230 千円	30,903 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	1,781,049 千円	△3,308 千円	1,777,741 千円
第 1 項 建設改良費	914,763 千円	△3,308 千円	911,455 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第10条に定めた職員給与費「137,725千円」を「140,482千円」に改める。

令和7年11月12日提出

海老名市長 内 野 優

同日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永 井 浩





海老名市告示第259号

海老名市自転車等駐車場条例第13条及び第14条第1項の規定により、自転車等駐車場から移動し、保管している自転車等について、同条例第14条第4項の規定により告示する。

令和7年11月14日

海老名市長 内 野



1 保管している自転車等
別添一覧表のとおり

2 処分日
令和7年12月14日以降

別添 保管をしている自転車等の一覧【自転車等駐車場】令和7年10月分

No.	移動場所	車体番号	防犯登録番号		保管を開始した日
			市	番号	
1	門沢橋東側 自転車等置場	FA20Q6978	大和47	0654126	令和7年10月18日
2	門沢橋西側 自転車等置場	K90505572			令和7年10月18日
3		STVFF35370	海老名53	0189713	令和7年10月18日
4	社家駅 自転車等置場	F1806870259	海老名53	0179280	令和7年10月18日
5			海老名53	0201456	令和7年10月18日

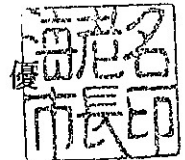


海老名市告示第260号

海老名市自転車等の放置防止に関する条例第11条第2項及び第13条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域等から移動し、保管している自転車等について、同条例第13条第4項の規定により告示する。

令和7年11月14日

海老名市長 内 野



1 保管している自転車等
別添一覧表のとおり

2 処分日
令和7年12月14日以降

別添 保管をしている自転車等の一覧【放置禁止区域】令和7年10月分

No.	移動場所	車体番号	防犯登録番号		保管を開始した日
			市	番号	
1	海老名駅西口	SYE135871	茅ヶ崎39	0594005	令和7年10月2日
2		6200709748	静岡県警察㊟	3793442	令和7年10月15日
3		10000559	厚木46	0430863	令和7年10月24日
4		STTGF48531	海老名53	0167491	令和7年10月31日
5	さがみ野駅北口	STVHZ00139	座間48	0276111	令和7年10月17日